

投資助言の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、投資助言契約を締結するうえでのリスクや留意点が記載されています。
予めよくお読みいただき、ご不明な点は、契約締結前にご確認ください。

商 号 ドラックアセットマネジメント株式会社
住 所 東京都港区赤坂 5-2-33
03-4400-0600

金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。
登録番号：関東財務局長（金商）第 3251 号

○ 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った結果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

・報酬等について

① 投資顧問契約による報酬

投資顧問契約により、国内の株式、債券の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行い、お客様から、会員区分に基づいて助言報酬をいただきます。

会員区分	報酬額	助言の方法等
一般会員	1ヶ月 20,000円 (税込)	会員との電話等により、適時助言を行います。契約期間中、相談の申し出があった場合は、電話等により随時助言を行います。

○ 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

① 株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

② 債券

価格変動リスク：債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

債券発行者の信用リスク：市場環境の変化、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります

③ 信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

○ クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取り扱い、次のとおりです。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面または電磁的記録（電子メール等）による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面または電磁的記録を発した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。
 - ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。
 - ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に対応す

る報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。)をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

- ① クーリング・オフ期間経過後は、契約の途中解約はできません。

クーリング・オフ期間経過後に契約を終了するには、契約満了予定日の10日前までに、所定の書面にてお申し出下さい。

○ 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申し出あったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）
③ 当社が、投資助言業を廃業したとき。

○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと。
- ・ 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - ・ 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・ 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - ・ 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること。
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付の媒介、取

次ぎ、代理を行うこと。

会社の概要

商号等	ドゥラックアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3251 号
本店所在地	東京都港区赤坂 5-2-33
加入協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	東京弁護士会紛争解決センター
設立年月日	2005 年 12 月 22 日
資本金	5000 万円
主な事業	金融商品取引業、投資助言・代理業
連絡先	03-4400-0600 support@dlaminc.com
役員の氏名	代表取締役 高橋 俊秀 取締役 三留 広和 取締役 江上 尚良 監査役 石原 廣人
株主	高橋 俊秀

○ 当社の苦情処理措置について

- (1) 当社は「苦情等への対応に関する規定」を定め、お客さまからの苦情などのお申し出に対して、真摯に迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社への苦情などのお申し出先は、次のとおりです。

窓口：お客様サポートセンター

受付方法：電話、電子メール

電話番号：03-4400-4567

メールアドレス：support@dlaminc.com

- (2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会と協定を締結し、東京弁護士会の設置・運営する東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会の設置・運営する第一弁護士会仲裁センター及び第二東京弁護士会の設置・運営する第二東京弁護士会仲裁センターを利用したあっせん・仲裁手続きにより金融商品取引等業務関連紛争の解決を図ります。仲裁センターをご利用になる場合には、次の連絡先までお申し出下さい。

《東京弁護士会 紛争解決センター》

受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く）9:30～12:00・13:00～16:00

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館6階

電話 03-3581-0031

《第一東京弁護士会 紛争解決センター》

受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く）9:30～12:00・13:00～16:30

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館11階

電話 03-3595-8588

《第二東京弁護士会 紛争解決センター》

受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く）9:30～12:00・13:00～17:00

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館9階

電話 03-3581-2249

仲裁センターが行う紛争解決手続きの標準的な流れは次のとおりです。

詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① 仲裁センター受付に申し立て
- ② 仲裁人の専任
- ③ 当事者への通知
- ④ 仲裁期日に出席
- ⑤ 仲裁人による仲裁判断

○ 当社の紛争解決措置について

- ・ 苦情等を受け取った場合、関係部署や外部機関と連携して、その事実と責任を明確にし、迅速、誠実、公平かつ適切にその解決を図る。
- ・ 顧客等からの意見等は類型化の上、記録し、関係部署等への情報共有を図ると共に、業務運営の改善に役立てるものとする。
- ・ 顧客等から預かった個人情報適切に管理する。
- ・ 反社会的勢力による苦情を装った不当な介入に対しては、毅然とした対応をとるものとし、関係部署と連携し必要に応じて警察等関係機関との連携等を適切に行う。
- ・ 顧客等に対して苦情等の対応の進行に応じて適切な説明を行うことを含め、可能な限り顧客等の理解と納得を得て解決することを目指すものとする。
- ・ 社内での対応により、合理的期間内で苦情等の解決を図ることができない場合、その他適切と認める場合には、顧客等に外部の紛争等解決機関を紹介し解決を図るものとする。

○ 当社が行う業務

当社は、投資助言業の他に、第二種金融商品取引業、宅地建物取引業を行っています。

以上

(2024年11月)